

経済産業政策のEBPMの強化等について

令和4年6月17日

経済産業省

1. 経済産業省における今後のEBPMの具体的取組の方向性

- **まずは経済産業省において、大規模事業について、開始後の効果検証に特に重点を置き、以下のような取組を先行して進める。**

① 政策プロセスにおけるEBPMの深掘り

- 今後実施する大規模事業：**「検証シナリオ」*を策定。**
*政策効果・測定指標・データ取得方法を明確にし、対象者ともデータ収集についてあらかじめ合意。
- **事業開始後、取得された測定指標・集計データは原則開示。事業終了後は原則第三者が効果検証。**
- 「EBPM」については、狭義の因果推論モデルに加え、より**多角的な視点からの効果検証**を目指す。

② 第三者検証機関として独立行政法人経済産業研究所（RIETI）の体制を強化

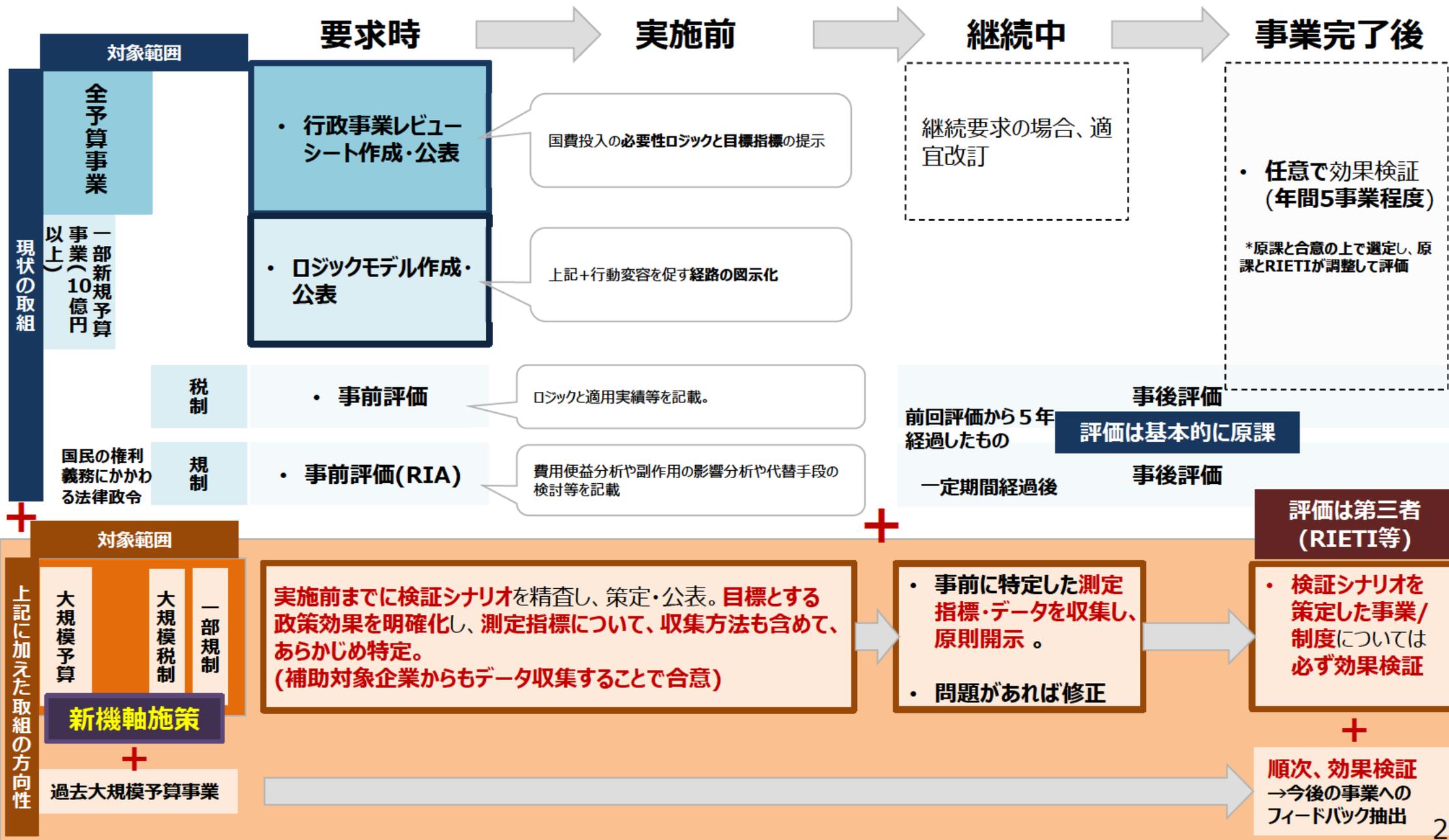
- RIETIに**「EBPMセンター」**を創設。
- RIETIは政策研究機関として、**検証シナリオの策定時に検証手法等について伴走型で提案**を行い、**終了後に自ら効果検証或いは他の第三者機関に対して提案**を行う。
- 経産省施策の**分析結果を蓄積し、公表するとともに、既存文献や海外情報の収集、海外研究者とのネットワーク構築**も担う機関を目指す。

③ 今後の具体的な取組

- **試行的に2つの予算事業**について上記の検証シナリオを策定・公表
 - (1) 先端半導体の国内生産拠点の確保に係る補助金事業
 - (2) グリーンイノベーション基金事業→**今後、新規の大規模事業について原則実施。**
- すでに終了した**過去の大規模予算事業についても順次、効果検証を実施。**

2. 政策プロセスにおけるEBPMの深堀り

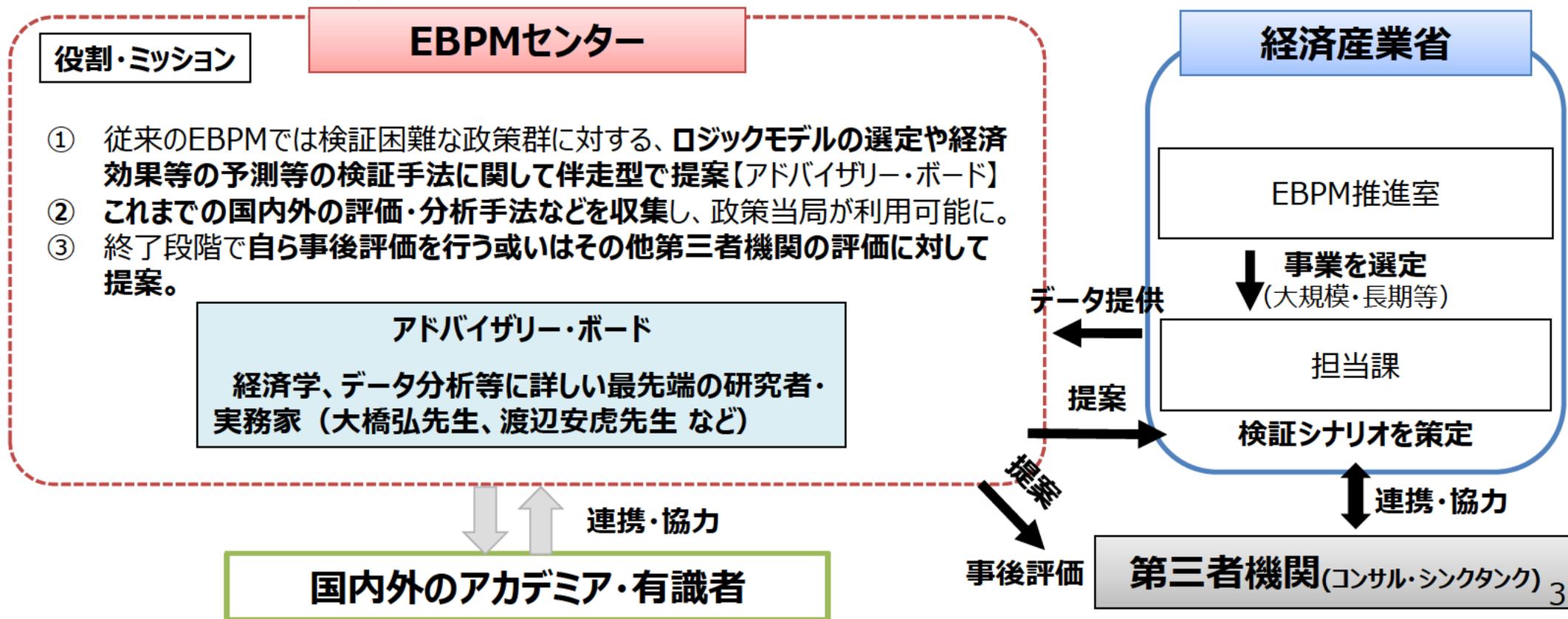
- 従来の取組に加え、**大規模施策について効果検証の「深堀り」**を行う。



3. 第三者検証機関としてRIETIの体制を強化

- 2022年4月からRIETIの一部門として「**EBPMセンター**」を創設。経済学やデータ等の有識者からなるボードメンバーをあわせて設置。**検証シナリオの策定時から、政策研究機関としてEBPM案件の評価分析手法等について専門的知見に基づき積極的に伴走型で提案**を行うとともに、**事業終了後に事後評価**を行うか**或いは他の第三者機関に対して提案**を行う。
- また、過去の大規模案件についても**経済産業省からの要請に応じて事後評価**を行う。事後評価や分析手法や内外の専門家のネットワークをストックして**一元的な参照を可能に**。

RIETI EBPMセンター発足後のイメージ



4. 様々な行政機関が保有する事業者データの分析利用について

- 実施する事業のEBPMを行う際、**検証に必要なデータセットが十分に整備されていない**。検証の度にアンケートでのデータ収集は、**行政コストが大きいだけでなく企業負担大**。
- 統計、税務、社会保険など、政府が保有する事業者データの活用が重要となるが、**目的外利用の手続きに高い壁**。
- 手続きのワンズオンリー化等を進めつつ、事業者側の同意や秘匿性の担保を前提とした上で、①**目的外利用の要件緩和や手続き簡素化**、②**システム間連携による利便性向上**等が必要となるのではないか。

制約の例

● 統計データ

統計調査で得た情報は統計作成目的での利用のみが基本。**新たな統計作成や学術研究など極めて限定的な範囲**で、二次利用が可能。

* 経済産業省内の処理期間は事前相談からデータ取得まで2週間～1カ月超

● 税務データ

税務申告で得られた情報は国税通則法等により守秘義務が規定されており、目的外利用は認められていない。**他国では研究目的等で他省庁にも開放**。

制約がなくなることで実施できる効果検証例

● スタートアップ施策の立案・効果検証

- ①**タイムリーに**、②**継続的に効果を追えるデータ取得が必要**。
- 複数のデータによるクロス分析を行うことで効果検証が可能に**。

(現状)

- スタートアップの動きをリアルタイムで把握できるデータがない。
(開廃業率、売上・利益、従業員数)
 - 経済センサスは5年に一度実施、企活調査の対象外。
 - 民間データは、投資などの企業からの公表情報が基本。
 - **開廃業率（法人登記）、従業員数（雇用保険情報）、売上を含む財務情報（税務データ）のリアルタイムな入手が必要**。

● その他、企業向け税制や補助金の効果検証

(売上・利益や、研究開発費、賃金に与える影響など)